

## 平成 30 年度第 2 回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所  
平成 30 年 9 月 13 日（木）  
午後 3 時 30 分～午後 4 時 59 分  
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1  
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 2 階 団らん室
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 5 名
- 5 審議事項
  - 議案第 18 号 専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）
  - 議案第 19 号 専決処分の承認について（介護職員処遇改善加算に関する取扱  
規程の改正）
  - 議案第 20 号 専決処分の承認について（調布市国領高齢者在宅サービスセン  
ター（通所介護及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業（通  
所型サービス）運営規程の改正）
  - 議案第 21 号 専決処分の承認について（指定介護予防支援事業所運営規程の  
改正）
  - 議案第 22 号 専決処分の承認について（居宅介護支援事業（介護予防支援事  
業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予  
防ケアマネジメント事業）運営規程の改正）
  - 議案第 23 号 専決処分の承認について（居宅介護支援事業（介護予防支援事  
業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予  
防ケアマネジメント事業）運営規程の改正）
  - 議案第 24 号 専決処分の承認について（居宅介護支援事業（介護予防支援事  
業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予  
防ケアマネジメント事業）運営規程の改正）
  - 議案第 25 号 印章規程の改正（案）について
  - 議案第 26 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について
  - 議案第 27 号 被表彰者の審査結果について
  - 議案第 28 号 平成 30 年度第 2 回臨時評議員会の招集について
  - 議案第 29 号 家事援助ヘルパー就業規則の改正（案）について
- 6 報告事項
  - 報告第 4 号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について
  - 報告第 5 号 経営再建計画の取組状況について
  - 報告第 6 号 30 周年記念事業の取組状況について

### (1) 会議成立の報告

冒頭で理事長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

### (2) 議事録署名人の選任

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

### (3) 審議事項

#### ア 議案第 18 号 専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）

事務局より次のように説明があった。

「この改正は、介護職員処遇改善加算に関する取扱規程における手当の拡充に伴い、本就業規則の賃金等にかかわる一部手当を廃止するものである。

新旧対照表の 3 ページ、旧規程の (7) 早朝・夜間手当, (8) 土・日・祝日手当を廃止する。この (7) 番, (8) 番の手当については、介護職員処遇改善加算に関する取扱規程へ移管する。このほか、サービス提供責任者にかかわる記載の削除など所要の改正を行った。

施行日は平成 30 年 7 月 1 日（附則部分に記載）とし、理事長の専決処分とした。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

#### イ 議案第 19 号 専決処分の承認について（介護職員処遇改善加算に関する取扱規程の改正）

事務局より次のように説明があった。

「介護職員処遇改善加算手当は、毎月の給与時に処遇改善加算手当として、また、6 月・12 月・3 月に一時金として支給している。この改正は、毎月支給している手当について改めるものである。

新旧対照表 4 ページの左側、別表第 1, (1) 嘱託等就業規則の適用を受けている介護職員、こちらは主に国領デイサービス及びぷちぼあんの介護職員が対象となる。これまで一律に支給していた手当を、職責や資格、勤務の日数などに応じて支給する手当を新たに新設し、拡充をするものである。

(2) ヘルパー就業規則等の適用を受けている介護職員については、資格手当の新設のほか、早朝・夜間手当、土・日・祝日手当を、ホームヘルパーの就業規則のほうから移管するとともに、手当の単価を増額し、拡充するものである。

施行を平成 30 年 7 月 1 日、また、適用を平成 30 年 4 月 1 日とし、理事長の専決処分とした。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

#### ウ 議案第 20 号 専決処分の承認について（調布市国領高齢者在宅サービスセンター（通所介護及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）運営規程の改正））

事務局より次のように説明があった。

「この改正は、介護保険法の改正に伴い、指定介護予防サービスが経過期間を終え、全て総合事業に移行したことから、文言を整理するものである。介護保険法上、変更後 10 日以内に届出を行う必要から、理事会の承認を得るいとまがなく、専決処分とした。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

エ 議案第 21 号 専決処分の承認について（指定介護予防支援事業所運営規程の改正）  
事務局より次のように説明があった。

「平成 30 年 4 月 1 日に専決処分にて承認済みの当該規程について、文言の整理など所要の改正を行ったため、専決処分とした。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

オ 議案第 22 号 専決処分の承認について（居宅介護支援事業（介護予防支援事業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業）運営規程の改正）

カ 議案第 23 号 専決処分の承認について（居宅介護支援事業（介護予防支援事業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業）運営規程の改正）

キ 議案第 24 号 専決処分の承認について（居宅介護支援事業（介護予防支援事業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業）運営規程の改正）

議案第 22 号から議案第 24 号までは、事業所の員数変更に伴う規程の専決処分のご承認案件となることから、一括審議とすることを満場一致で決定した後、事務局より次のように説明があった。

「職員の入退職に伴い事業所の員数に変更となったため、その都度改正をした。介護保険法上、変更後 10 日以内に届出を行う必要から、理事会の承認を得るいとまがないため専決処分とした。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ク 議案第 25 号 印章規程の改正（案）について

事務局より次のように説明があった。

「後ろから 2 枚目、新旧対照表の上部に「新」とあるページであるが、現在、公社においては、使用する社印として、別表第 1、「公社印」番号 1 から、「地域包括支援センター印」番号 7 までである。このたび、新しく別表第 3 のとおり、公社印を、電子公社印として規定し、使用できるようにするための改正である。

電子公社印は、一般的にデジタルの印影であり、使用用途としては、枚数の多い請求書への押印に代えて、請求書等の印刷の際に、直接、電子公社印を印字して使用することなどを想定している。

新旧対照表の 1 ページ、第 2 条からは新しく電子公社印を定義する文言等、必要な事項について改正をしている。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ケ 議案第 26 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について

事務局より次のように説明があった。

「最後のページの新旧対照表であるが、初めに、賃金表の事務の単価の改正である。東京都最低賃金について、平成 30 年 10 月 1 日を発効日とし、現行の 958 円を 27 円引き上

げて、985円とすることについて官報公示された。このことから、1 嘱託職員賃金表は、1-1 の 1 号給を 1,010 円から 1,040 円と改め、2 号以降、10 円刻みとなっている。  
2 臨時職員賃金表の事務の単価については、960 円から 990 円に、それぞれ 30 円引き上げる。

続いて、賃金表への「調理士」の追加についてである。住民参加推進係の食事サービス事業の運営等にかかわる調理士の採用を行うことができるよう、新たに調理士の賃金単価を設定する。賃金単価については、民間等の水準、また、調布市の調理士等の単価を参考に決定した。」

理事より、「これだけの規程整備にかなりの職員が時間を割いているのではないかと、頭が下がる思いである。まずは利用者さんにといい思いが強いのはよくわかるが、これがないと、仕事をしていく上で、何か起きたときに困る。規程整備がこれだけ丁寧に行われていることに、まず感心をした。

1 点目は、最低賃金の変更に基づく賃金単価の変更について、事務職員のところに反映されているが、介護職員のところには今どうなっているのか。現場で働く人材不足がかなり話題になっている。こういうサービス業で、利用者さんあってのことだと思うが、職員の方たちがいかに気持ちよく働けるか、そこは手厚く見てあげなければいけないと思う。今、介護職員の方たちは、現状がどうなっていて、公社自体も欠員があるのか、今の時給とこれからの時給はどうあるのか。

2 点目は、就業規則の改正については、労基署への提出が必要になると思うが、ゆうあいは、組合はあるか。この件については組合に話して、許可を得た上でのことなのか。」との質問があり、事務局より、「介護職員の賃金については、嘱託職員等就業規則の賃金表の中にある、1 番の嘱託職員賃金表の「介護士」というところが該当している。3-1、1,120 円が嘱託職員の基本となる。その下、臨時職員賃金表の「介護士」という部分で、1,070 円が臨時職員の基本の賃金となる。

現在、ハローワーク等、また折り込み広告等で募集活動をしている。数件申し込みがあるが、欠員を解消するという状況には至っていない。

また、賃金水準については、賃金をどんどん上げていくのは理想的だが、やはり予算や経費に直結する部分であることから、なかなか難しい課題であると思っている。介護職員処遇改善加算制度を柔軟に活用することで、職員への処遇改善等を行っていきたいと考えている。」との答弁があった。

理事より、「その処遇改善はいつごろまで続くのか」との質問があり、事務局より、「あくまで介護保険法に定められて実施するので、この法改正のたびに、どういう形になるかを確認している。支給率に関しても 3 年に一度の改正によって変更される場合があるので、それも含めて、注視しながら対応していきたい。

組合はあるので、組合との協議をしながら、また、職員に対して説明会を開いたり、書類で取り交わす場合もある。」との答弁があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

#### コ 議案第 27 号 被表彰者の審査結果について

表彰については、表彰規程第 4 条において、「被表彰者の審査は、理事長が指名する理

事 5 人以内をもって構成する選考委員会で行うものとする」と定められている。そこで、選考委員会は、副理事長、常務理事、理事長の 3 人を構成メンバーに指名し、9 月 11 日に委員会を開催、審査を行った。

その結果について、副理事長から次のように報告があった。

「12 月に予定されている公社の 30 周年記念事業・式典において、これまで公社が実施してきた社会福祉事業に功労のあった、個人・団体に対して、その功績と活動を称え感謝の意を表すため、表彰状及び感謝状の贈呈を予定している。このことから、表彰規程第 4 条に基づき、選考委員会を 9 月 11 日に開催し、被表彰候補者の審査を行った。

審査結果については、資料 1、「30 周年記念事業 被表彰候補者の選定基準について」および資料 2、「被表彰候補者台帳」のとおり、原案了承とした。」

選考の基準ならびに候補者について、事務局より次のように説明があった。

『資料 1, 30 周年記念事業 被表彰候補者の選定基準について』

「1, 表彰の種類」

「表彰状については、ボランティア活動を称えるものとして、協力会員、ちょこっとさん登録ボランティア、個人ボランティア、団体ボランティアの皆様を対象とした。感謝状については、事業発展の貢献に対する感謝を表すものとして、高額寄附者、継続寄附者、関係者の皆様を対象とした。」

「2, 表彰基準」

「20 周年記念事業を踏襲して設定している。」

(表彰対象者ごとのそれぞれの基準について)

「(1) 協力会員」

「①と②の両方の要件を満たす協力会員ということで、①は、平成 25 年 4 月 1 日を基準として、それ以前から継続してご登録されている個人とし、基準日から 5 年以上の登録・在籍期間を要件としている。②は、直近 5 年間の連続した活動実績を要件としている。」

「(2) 個人ボランティア」

「公社事業において現在活動中のボランティアの方々に、5 年以上活動されている方々を対象としている。」

「(3) 団体ボランティア」

「デイサービス等で 5 年以上活動されている団体を対象としている。」

(感謝状対象者について)

「(1) 高額寄附者」

「平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の期間に、一時に 10 万円以上のご寄附をいただいた方を対象としている。」

「(2) 継続寄附者」

「平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の期間に、3 回以上、金品のご寄附をいただいた個人・団体を対象としている。」

「(3) 関係者」

「平成 30 年 5 月の定時評議員会をもってご勇退された、前副理事長、前理事について、25 年以上にわたり公社運営に役員として携わってこられた功績を称えるため、対象とするものである。」

### 「3, 表彰人数」

「表彰状贈呈数 137 名, 感謝状贈呈数 15 名で, 表彰者総数は 152 名である。なお, 表彰状と感謝状, 両方の対象となる方が 3 名おり, 表彰の実人数は 149 名である。」

#### 『資料 2, 被表彰候補者台帳』

「選定基準に基づき, 表彰状, 感謝状の対象者を 50 音順に並べ替え, 表を作成した。」

審議の結果, 原案どおり出席理事全一致で可決し, 承認された。

### サ 議案第 28 号 平成 30 年度第 2 回臨時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は, 定款第 18 条の規定により理事会の決議に基づいて理事長が招集することとなっている。このことから, 平成 30 年 10 月 3 日, 水曜日, 午後 3 時 30 分より, 上半期の経営状況について報告するため, 第 2 回臨時評議員会を開催したい。」

審議の結果, 原案どおり出席理事全一致で可決し, 承認された。

### シ 議案第 29 号 家事援助ヘルパー就業規則の改正 (案) について

事務局より次のように説明があった。

「最終ページの新旧対照表であるが, この改正は, 平成 30 年 10 月 1 日の, 東京都最低賃金の改正に伴うもので, 本就業規則の第 17 条の表中, その他の業務の賃金単価を 960 円から 990 円に改めるものである。」

審議の結果, 原案どおり出席理事全一致で可決し, 承認された。

## (4) 報告事項

### ア 報告第 4 号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について

事務局より次のように報告があった。

#### 『平成 30 年度上半期の業務執行状況』

「平成 30 年度から 6 カ年の中期計画の初年度として, 法人運営では, 健全な公社経営, 運営体制の強化・整備, 施設改修の計画・準備の 3 点を, 事業運営では, 30 周年記念事業の実施, 地域の福祉人材の発掘・育成に向けた研修の充実, 認知症当事者と家族介護者支援の拡充, 介護保険報酬改定への対応, 医療介護連携の推進, 地域共生型社会の推進の 6 点を運営方針に掲げた。」

(法人運営について)

「(1) 健全な公社経営に向けた取組としては, 平成 28・29 年度の改善策が効果を上げ, 昨年度は黒字に転換することができた自主事業であるが, 平成 30 年度は対策の効果を毎月検証しながら, 経営再建計画で掲げた収支目標達成に向けて取り組んでいく。

事業における改善策としては, 国領高齢者在宅サービスセンター事業において, 利用者への送迎サービスの一部, 4 台の送迎車のうち 1 台を自主送迎に変更した。また, 通所サービスでは, 昨年 8 月から理学療法士を採用し準備を進めてきた機能訓練プログラムを実施した。利用者の身体機能の改善につなげるとともに, 機能訓練加算を取得した。

自主事業では, 居宅支援事業については, 平成 27 年 12 月から取得した特定事業所加算を継続して取得し, 安定した収入を確保している。しかし, 平成 29 年度末での職員の

退職等があったことから、担当件数が減少したため、現在、収支は予定を下回る状況にある。今月から新たなメンバーが入社したので、人材育成を図りながら、担当件数の増、収支の改善に努めていく。

訪問介護事業では、居宅支援事業の担当件数減の影響があり、収入減ではあるが、連動して支出も減になっていることから、収支差額は若干改善している状況にある。

ぷちぼあんについては、昨年度に比べ稼働率が非常に高い状況にある。定員 12 人と小規模で、1 人の入院や施設入所などにより稼働率は大きく変動する。人員体制の効率化とあわせ、今後も営業努力を続けていく。

自主事業の収支状況については後ほど説明するが、経営再建計画を踏まえ、毎月の検証とそれに伴う対策の検討を常に実施しながら、経営安定化に向けて引き続き取り組んでいく。」

「(2) 運営体制の強化・整備については、経営の安定化と並行し、職員の育成、確保が基盤になる。育成面では、各種の専門研修だけではなく、セクハラ・パワハラのない働きやすい職場にしていくためのセクハラ・パワハラ防止研修を実施した。

また、平成 28・29 年度に、監事に講師をお願いし、経営感覚を持った職員を育成するための研修を実施した。今年度は今月 25 日に、相手に効率的に情報伝達する方法を学ぶロジカルシンキング研修を実施し、人材育成する。

デイサービス事業については、機能訓練プログラムの実施について報告したが、今後、公社が担うべきデイサービス事業の検討を進めていく。」

「(3) 施設改修の計画・準備については、施設の老朽化による雨漏りやデイサービスの浴室など、利用者本位のサービスを実施するために必要な改修について、平成 29 年度に設計を行った。工事実施は調布市となるので、平成 31 年度に改修ができるよう、市の担当部署と協議・検討を進めていく。」

(事業運営について)

「(1) 本年、ゆうあい福祉公社は創立 30 周年を迎えるこのことから、30 周年記念事業を実施する。昭和 63 年 8 月に調布市在宅福祉事業団を設立し、同年 10 月からホームヘルプサービス事業を開始したのがスタートである。

本年 12 月 9 日、日曜日に、記念式典を開催する予定である。当日は、例年開催している福祉講演会を 30 周年記念講演会とし、これまで公社に対して多大なご尽力をいただいた方への表彰を行う。さらに記念誌の発行も予定しており、現在講演会の開催、表彰・来賓の招待、記念誌作成の各部門に分かれて準備を進めている。」

「(2) 地域の福祉人材の発掘・育成に向けた研修の充実では、本年も、人材育成センターで実施している介護職員初任者研修や家事援助ヘルパー養成研修の講師を、公社の職員として長年勤務してきた経験を活かし、5 人のメンバーが 11 月までに 17 回講義を担当することになっている。専門職の資質向上や育成のため講義を行う。

さらに、公社として、昨年から地域に向けて隔月で「介護職カフェ」と銘打って介護事業者へ無料で講習を行っているが、本年も 5 月、7 月と実施している。さらに家族介護者向け講座としては、介助の仕方について質疑応答を交えながら公社の専門職が支援を行っている。6 月に、着替えのコツについて講座を開催した。」

「(3) 認知症当事者と家族介護者支援の拡充については、今年度が 2 年目となる、調布市

から受託している認知症サポーター養成講座事業を、認知症への理解を深めるため開催している。4月から8月の期間で、市民の方をはじめ、小中学生と教職員、市役所職員、さらに介護保険事業所職員等へ講座を16回開催し、現在までに592名が受講された。受講された方には「オレンジリング」をお渡ししている。さらにサポーターフォローアップ研修として、認知症の方への声かけを学ぶ地域見守り訓練を実施した。

また、毎月開催している「だれでもカフェ」では、国領にて昨年度から推進している若年性認知症対策について、語り合える場の提供に努めている。奥様を介護されている、あるいは、されていた男性のケアラーの方の参加もあり、男性介護者の集いとして開催している。」

「(4) 介護報酬改定への対応については、平成30年4月の報酬改定に伴い、新たな加算や基準が設けられた。各事業において法令改正に対応するべく、契約書類の整備を行った。また、国領デイサービスにおいては、個別機能訓練加算1の取得をスタートし、始めている。今後も加算算定可能なものは積極的に算定できるよう継続的に検討していく。」

「(5) 医療介護連携の推進では、本年、初めての企画として市内各種の医療・介護に携わる団体である医師会、歯科医師会をはじめ、介護支援専門員調布連絡協議会や介護保険サービス事業者調布連絡協議会、社会福祉協議会、そしてゆうあい福祉公社なども含めた各種の団体が実行委員となり、高齢者をテーマとした1日型研修を開催する予定である。「高齢者応援大会」との名称で12月に開催予定で、現在、その準備を進めている。」

「(6) 地域共生社会の推進については、公社では事業開始当初から、高齢者、障害者、病弱な方、子どもなどが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さまざまなニーズを捉え、フォーマル、インフォーマルサービスを駆使するとともに、他の支援機関とも連携しながら支援を行ってきた。

昨年から実施している子ども食堂、「こくりょう子ども食堂わいわい」に、本年も協力会員の方を初め、民生児童委員の方などとともに運営支援を行っており、今後とも地域共生社会の実現に向け、取り組んでいく。」

「その他の情報提供であるが、本年5月29日に長谷川内閣総理大臣補佐官がゆうあい福祉公社にお見えになり、高齢者が活躍する住民参加型事業を視察された。食事サービスを担当する協力会員の方から、毎日70食を作り、配達しながら見守りを行っていることや、ホームヘルプサービスを担当されている方など、報告を受けられ、当日、夕食も召し上がってくださり、補佐官からは、引き続きお元気でご活躍をとのお話があった。」  
(執行状況及び財務状況について)

「資料2、1ページ、(1) 公社全体の収支執行状況である。4月から7月末までの収入は2億3,393万9,597円、支出は1億6,588万2,006円、この結果、収支差額は6,805万7,591円となっている。

2ページは収入の内訳である。まず基本財産受取利息収入では、7月末に、公社で保有している満期保有目的の地方債券の満期償還があり、その償還差益が計上されていることから、右側、「執行率(B)/(A)」は、例年よりも高くなっている。

2段目の賛助会員会費収入、下から2段目の寄附金収入は、昨今、役員・管理職を中心に積極的に取り組みを行っていることもあり、高い執行率となった。



下から4段目、地方公共団体補助金収入は、補助金の交付が4月、7月と、それぞれ、年間の半分が入金されている。

収入金体としては、表の右下、執行率が39.8%となり、棒グラフの下に、昨年度の同じ時期と比較した数字が参考として載っているが、大きな変動はない。

3ページは、支出の内訳である。12段目、軽度生活援助事業費については、執行率がゼロである。こちらは、訪問介護事業と一体的に実施をしているもので、人件費の配賦を決算時に行っていることから、現時点においては計上されていないというものである。

下から4段目、調査研究開発事業費は、まだ経費について未執行となっている。

支出全体としては、28.2%の執行率となり、昨年度と比較して、こちらも大きな変動はない。

4ページは、事業別に集約した収支計算書である。

#### 「1 概要」

まず、一番上の補助事業等と、その下の受託事業の収支差額は、7月までに交付額の年間の半分が入金されており、収支差額として大きくプラスとして表れている要因である。自主事業については、主な収入である介護報酬について、国保連へ請求をするが、その入金に期ずれ（時差）があり、現時点での収支差額がマイナスとなっている。

#### 「2 事業別」

こちらは、事業単位の収支になる。

8ページ、上から訪問介護事業と障害者訪問介護事業、居宅介護支援事業、ふちぼあん事業の自主事業の執行額を前年度と対比した表である。

訪問介護事業と障害者訪問介護事業については、訪問時間の減少等により、収入は減収となっている。また、人件費など費用においては、昨今の収支改善への取組により低下しており、結果、昨年同時期と比較し、訪問介護が、収支差額「増減A-B」で、76万円余、障害者訪問介護事業については24万円余、合計で100万円余の収支が改善されている。

居宅支援事業の収支差額は、71万円余改善している。こちらも、収入は減収傾向にあるが、職員の退職等で欠員があり、人件費の抑制につながった。7月31日現在では欠員であったが、9月以降、充足された。

ふちぼあん事業の収支差額については、279万円余改善している。こちらは、増収に加え、費用の低下もあり、大きく収支が改善されている。

自主事業の合計は、最下段の「増減」のとおり、昨年同時期と比較し、451万円余の収支が改善している。

#### 「貸借対照表」

9ページ、資産の部、「1 流動資産」の未収金は、2月、3月のサービス提供分が入金され、減少している。負債の部、「1 流動負債」の未払金は、3月分の人件費や活動費を支払い、減少している。上から4段目、調布市預り金は、平成29年度の補助金委託金の精算、調布市に返還したので、それぞれ減少している。

11ページ以降は正味財産増減計算書、14ページはその内訳表、以降、収支計算書となる。」

理事より、「8ページの訪問介護事業で、昨年の上半期と今年の上半期を比べて125万8,000

円の増額がある。これは減額か。100万円が入って、昨年は225万8,000円入っているという見方でよいのか。」との質問があり、事務局より、「補助金については、平成29年度が225万8,000円、平成30年度が100万円余で、減額である。」との答弁があった。理事より、「補助金が減った理由は何か。」との質問があり、事務局より、「もともと訪問介護については自主事業で行っており、10年近く前になるが、人件費に補助があった。1人の職員の半分ぐらい補助があったが、やはり自主事業として、自立した事業ができるようにということで、この間努力してきた。当然、赤字の状況もあったが、そのことによって改善をし、何とか補助金も少しずつ減らして、やっていけるという現状になった。」との答弁があった。

報告のとおり、了承された。

#### イ 報告第5号 経営再建計画の取組状況について

事務局より次のように報告があった。

「経営再建計画自主事業合計推移表と平成30年度モニタリングシートである。モニタリングシートについては、平成29年2月、介護保険事業・自主事業における経営再建計画を策定し、以後、平成29年度、平成30年度において、目標値を定めたモニタリングシートを用いて、経営を可視化して状況の把握に努めるため作成をした。合計推移表は、モニタリングシートの目標、収支の実績数値を集約したものである。

モニタリングシートの「目標」はグレーの部分である。下の部分に実績があり、こちらの数値を合計推移表に当てはめて集計をした。

訪問介護事業及び障害者訪問介護事業について、目標(A)に対して、収入、支出ともに未達となっている。これまで行ってきた雇用体系の見直し等もあり、収入の減少幅よりも支出の減少幅が大きくなっている。減収ではあるが、そういった減収への適応が図られていると認識している。収支差額については、目標がマイナス107万円余に対し、実績がマイナス13万円余と目標は上回っている。

居宅介護支援事業についても、目標に対して、収入、支出ともに未達となっている。訪問介護事業同様に、収入よりも支出の減少幅が大きくなっている。収支差額は、マイナスの目標に対し、プラス24万円余となった。

デイサービスぶちぼあん事業は、収入は目標を上回り、支出は未達となった。昨年度、4-7月の利用率が平均71.6%と落ち込んでいたが、平成30年度は、平均90.2%と安定している。収支差額は173万円余となった。

3事業合計については、収支差額の目標は、目標(A)欄であるが、マイナス130万円余に対して、プラス185万円余となり、支出・経費等の抑制ができていることもあり、目標を上回る収支差額となっている。」

報告のとおり、了承された。

#### ウ 報告第6号 30周年記念事業の取組状況について

事務局より次のように報告があった。

「記念式典の日時は、本年12月9日、午後1時から4時で、場所はグリーンホール 小ホールである。主な内容は、功労者及び貢献者の皆様への表彰状・感謝状の贈呈式、あ

わせて記念講演会を予定している。講演者は、「市民相互の助け合い」をテーマに、加瀬裕子早稲田大学教授をお願いしている。

次に、現在、協力会員の皆様等のお力をかりながら、「調布ゆうあい福祉公社 30 周年記念誌」の作成を進めている。資料は、表紙と、初めの数ページをサンプルとして抜粋したものである。

最後に、「公社内選定委員会で採択されたロゴマーク」は、今般、設立 30 周年を記念して、ゆうあい福祉公社のロゴマークの選定を企画したところ、選定委員会で採択いただいたロゴマークである。今後、さまざまな場面で使用をする予定である。」

報告のとおり、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。